

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答

事業名：国道208号榎津電線共同溝PFI事業

「国道208号榎津電線共同溝PF1事業 実施方針等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	「維持管理業務に関しては別紙2-2「事業対象区域図(維持管理業務)」に示す。」とありますが、吹き出しが道路照明も示しております。維持管理業務の対象は電線共同溝のみという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	「d.本事業で整備する施設の所有権移転業務」とありますが、これは、要求水準書(案)P.15(5)に記載がある完成(引渡)検査と理解して宜しいでしょうか。	「要求水準書(案)/第3章/4.本施設の所有権移転業務」となります。No4も参照ください。
3	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	(ア)設計業務に「家屋等事前調査」と記載がありますが、要求水準書(案)には入っておりません。本業務にまれているという理解でよいでしょうか？	家屋調査は当初想定しておりません。実施方針、要求水準書(案)を修正します。
4	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	「e.本事業で整備する施設の所有権移転業務」と記載がありますが、これは、工事業務完了に伴う国への引き渡し(所有権移転)手続きという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業	設計業務が「詳細設計業務」ということですが、第8章3.(2)では、閲覧できる資料が「概略設計」となっています。本件に「予備(基本)設計」は無いのでしょうか。または、本件は「予備なし詳細設計業務」という解釈でよろしいでしょうか。	前段につきましては、本事業の業務に予備設計は含みません。予備設計の成果品につきましては、「要求水準書(案)/第2章/1/(7)資料の貸与及び返却」に記載のとおり、事業契約締結後に事業者に貸与します。
6	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業	別紙2-1と照らし合わせると、詳細設計には、道路設計は含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	道路設計は含まれません。
7	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業	既設支障移設の移設・解体撤去・復旧業務は当該設備の占有企業者ではなく、民間事業者が実施する業務ということでしょうか。	「実施方針/第4章/2/(2)解体撤去・復旧・施設対象施設」を参照ください。
8	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	「維持管理業務に係る調整業務(入線業者等との施設の点検・補修・抜柱・入線等に係る調整など)」とありますが、維持管理期間内に発生する電線管理者側のケーブル引替工事等に伴う入構調整や鍵等の管理についても、維持管理業務の対象となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	<p>「本事業の事業期間は、九州地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和33年3月31日までの約30年間を予定する」とありますが、下記の理解で宜しいでしょうか。</p> <p>①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。</p> <p>②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。</p> <p>③事業者に帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能である。</p> <p>④事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。</p>	<p>①②につきましては、詳細は入札公告時に示します。</p> <p>③④につきましては、一時中止については、事業契約書に基づき協議することになります。</p>
10	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	<p>「本事業の事業期間は、...令和33年3月31日までの約30年間を予定する。」と記載がありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られた場合、短縮した分、事業期間終了日は前倒しされるという理解で宜しいでしょうか？</p>	No9を参照ください。
11	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	<p>「本事業の事業期間は、...令和33年3月31日までの約30年間を予定する。」と記載がありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能という理解で宜しいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるという理解で宜しいでしょうか？</p>	No9を参照ください。
12	実施方針	2	第1章	1	(9)	事業スケジュール	<p>本施設の完成・引渡しは令和13年3月末となっておりますが、事業期間短縮の提案は可能でしょうか。</p> <p>可能とした場合、設計及び工事業務に係る対価の支払い始期もあわせて早めて頂けますでしょうか。</p>	No9を参照ください。
13	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	<p>本施設の完成・引渡し「令和13年3月末」とありますが、自然災害等の予期せぬ事由により工事が遅延した場合、引渡し時期の延期は可能との理解で宜しいでしょうか。</p>	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和13年3月末となっておりますが、現場完成が早まった場合、引渡しは可能でしょうか。また、引渡しの変更が不可の場合、完成から維持管理業務までの期間の位置付けはどのようになりますでしょうか？	No9を参照ください。
15	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは令和13年3月末となっておりますが、この期日より早めて完成・引渡しを行う提案は可能でしょうか？もし、可能である場合、所有権移転は完成・引渡しと同時期と理解して宜しいでしょうか？	No9を参照ください。
16	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設が事業スケジュールを前倒して完成しても、引渡しは令和13年3月末になるのでしょうか。	No9を参照ください。
17	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者の支払い	「国への所有権移転後、令和13年度から令和33年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」と記載がありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転が前倒しになった場合、割賦方式による支払いも前倒しされるという理解で宜しいでしょうか？	No9を参照ください。
18	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者の支払い	「九州地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和13年度から令和33年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合、維持管理開始時期も前倒されると理解して宜しいでしょうか。例えば、1年維持管理開始時期が前倒された場合、割賦額の変更を含めて維持管理期間で再計算されるという理解で宜しいでしょうか。	No9を参照ください。
19	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者の支払い	道路占用料は貴局が收受するとありますが、建設負担金はどうなるのでしょうか。	占用企業者等より国への負担となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	実施方針	4	第1章	1	(13)	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。」と記載されていますが、「維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態」とは要求水準書40ページの2.点検・補修業務(2)アに示す「九州地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	4	第1章	2	(1)	特定事業選定にあたっての考え方	本事業は、「民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に本事業を特定事業として選定する」とありますが、具体的にどのような基準で、どのようなタイミングで選定されるのでしょうか。	基準については、「実施方針/第1章/2/(2)評価の方法」を参照ください。 タイミングにつきましては、特定事業の選定の公表時になります。
22	実施方針	4	第1章	2	(1)	特定事業選定にあたっての考え方	本事業では入札上限価格またはVFM算定のもととなる設計価格は提示されるのでしょうか。	公表の予定はありません。
23	実施方針	5	第2章	3	-	民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	「競争参加資格確認結果の通知」が「令和3年1月頃」、「入札書及び第二次審査資料(提案書)の受付」が「令和3年1月」とありますが、競争参加資格確認結果から1ヶ月以内の第二次審査資料提出は、あまりにも準備期間が短すぎると考えます。スケジュールの見直しは可能なのでしょうか。	今回は現スケジュールでのとおりとします。
24	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	「応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。」とありますが、SPCを設立しない場合、応募者の資格要件は応募グループの全ての構成企業が(ア)～(ウ)の条件を満足することで応募可能との理解でよろしいでしょうか。	応募者共通の参加資格要件は全ての構成員が満たす必要があります。各業務の参加資格要件は構成員ごとに担当する業務については、実施方針に示すとおりです。
25	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	SPCを設立しない場合、貴局との契約の相手方として、応募グループの代表企業単体、応募グループ構成員複数の連名、応募グループ構成員により組成される共同企業体のいずれとするかは、応募グループの任意という理解で宜しいでしょうか。	代表企業単体の契約となります。
26	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	「SPCを設置しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。」とありますが、構成企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者も全て構成企業とするのでしょうか。	構成企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者は構成企業とはならず、下請企業となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	実施方針	11	第2章	5	(4)	工事企業の参加資格要件	配置技術者を専任する期間は、第1章1(6)イ(イ)b. 工事業務(電線共同溝、道路、道路付属物の整備)の期間で、工事着手の日から完成・引渡しの日までの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	11	第2章	5	(4)	工事企業の参加資格要件	「基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること」と記載がありますが、工事が一時中止となった場合、一時中止期間は主任(監理)技術者の専任期間に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	九州地方整備局との協議となります。
29	実施方針	13	第2章	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「平成22年度以降に元請として完了した、道路工事に関する工事監督支援業務(発注機関は問わない。)の実績を有すること」のうち「道路工事に関する工事監督支援業務」とは、実施方針9ページ記載の「大規模な土木工事を行う公益民間企業」が発注した土木工事の工事監督支援業務も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	道路工事が含まれていれば、ご理解のとおりです。
30	実施方針	13	第2章	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「平成22年度以降に元請として完了した、道路工事に関する工事監督支援業務(発注機関は問わない。)の実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を工事監督した実績」でもよいという理解で宜しいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類の地中化工事も同種工事の実績でもよいとの解釈で宜しいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
31	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業	「第1章1.(6)イ(ウ)」は、正しくは「第1章1.(6)イ(エ)」ということよろしいでしょうか。	「第1章1.(6)イ(ウ)」が正となります。 また、「第2章/5/(5)工事管理企業の参加資格要件」につきましては、「…第1章 1. (6) イウに掲げる…」が正となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
32	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業	維持管理業務は、「九州地方整備局 令和2年度道路維持管理計画(令和2年4月)」に基づき実施するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業	維持管理業務は、特定事業で設計・工事した範囲のみが対象という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	15	第3章	1	(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	「いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、九州地方整備局と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、「リスク分担表」(別紙3)によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書(案)において示す。」とありますが、いずれの責めにも帰さないリスクの場合、九州地方整備局と事業者が分担を『協議』して負担するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、実施方針及び基本協定等の修正をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針	15	第3章	2	(1)	契約保証金	貴局は、ア～ウのいずれかの方法で事業契約の保証を求めるとありますが、いずれかの方法を指定されるのでしょうか。又は、契約時等に協議となるのでしょうか。	ア～ウのいずれかの方法とするかは、事業者の選択によります。
36	実施方針	16	第3章	2	(3)	業務の履行の検査等	維持管理業務の検査の項目に記載されている「各支払期」について、維持管理業務に係る対価支払は各年度末支払いとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
37	実施方針	17	第4章	2	(1)	本施設の構成	本施設の構成として「引込管(電力管路、通信管路)」の記載がありますが、民地部の引込設備は本事業に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	実施方針	17	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	<p>「地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。」との記載がありますが、下記の理解で宜しいでしょうか。</p> <p>①移設に伴う地下埋設物管理者との負担割合は、「電線共同溝 事務手続マニュアル(平成18年10月 九州地方整備局 道路部 路政課 道路管理課)」に記載の「電線共同溝建設に伴う移設補償の使い分けについて」に準じる。</p> <p>②移設補償費は、地下埋設物管理者との協議により変更となった場合、設計変更の対象となる</p> <p>③地下埋設物管理者への移設申請書について、移設申請者の名義は道路管理者である九州地方整備局側となる。</p>	①②③とも、ご理解のとおりです。
39	実施方針	17	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	<p>「設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>① 移設に伴う費用は当該事業に含まれ、事業者から交通管理者に支払う。</p> <p>② 移設補償費の詳細(見積参考資料)は入札公告時に公表される。</p> <p>③ 変更が生じた場合は、設計変更の対象となる。</p>	①②③とも、ご理解のとおりです。
40	実施方針	17	第4章	2	(2)	移設対象施設	<p>移設対象施設のうち、事業者が設計をおこなうものは、交通管理者に係るもの(信号・感知器)であり、地下埋設物は設計対象外という解釈でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
41	実施方針	17	第4章	2	(2)	移設対象施設	<p>移設対象施設である信号・感知器について、事業者の設計する範囲と交通管理者の設計する範囲の境界はどこになるのでしょうか。</p>	各施設の管理者が設計範囲の境界となります。
42	実施方針	17	第4章	2	(1)	本施設の構成	<p>道路付属施設について、「防護柵、距離標、縁石」と記載がありますが、その他道路標識・バス停施設(上屋等)・情報ボックス(移設対象)等は、本事業の対象外と捉えて宜しいでしょうか？</p>	<p>その他道路標識・バス停施設(上屋等)・情報ボックス(移設対象)等は、本事業の対象に含まれます。なお、無電柱化への影響範囲、道路景観整備は協議により変更の対象とします。</p>

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
43	実施方針	17	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。」と記載がありますが、車道舗装は電線共同溝整備影響範囲のみ、歩道舗装は全範囲を対象とする理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
44	実施方針	17	第4章	2	(2)イ	移設対象施設	「移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。」と記載がありますが、地下埋設物の詳細については入札公告時に開示されるとの理解で宜しいでしょうか？	詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
45	実施方針	19	第6章	2	(2)	九州地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	「九州地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合」とありますが、どのようなケースが想定されるのかご教示願います。	現時点では想定していませんが、該当する事象が発生した場合に適用します。
46	実施方針(別紙2-1)	24				事業対象区域図(設計業務・工事業務)	事業対象区域図(設計業務)について、電線共同溝の路線指定は確定しておりますでしょうか？確定されておりましたら、指定範囲をご教示願います。	路線指定は現時点で確定しておりません。
47	実施方針	26	別紙3			リスク分担表	税制変更リスクのうち、番号9について、消費税又は地方消費税以外の負担者を事業者とした根拠は何でしょうか。	本事業に限らず、他の事業でもすべての者に影響する税となるためです。
48	別紙3	26			5	リスク分担表	「基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加」と記載がありますが、大きな金利変動が生じた場合は、国の負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
49	別紙3	26			6	リスク分担表	国道8号東沼波電線共同溝 PFI 事業の入札説明書 添付6「事業費の算定及び支払い方法」において、P6 (イ)基準金利「基準金利は、本施設の引渡日の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しは行わない。」と記載されていました。今回の、実施方針では「「事業費の算定及び支払い方法」についての説明書はありませんが、同じ考え方に基づくリスク分担表でしたら、記載に「原則」とあるように、確定日以降であっても大きな金利変動が生じた場合は、国と事業者による協議によるものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
50	別紙3	26			12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。本件は、消費税のリスク分担の扱いと同様に「すべての者に影響する」ものが事業者負担との理解でよろしいでしょうか。その場合、記載の追加をお願いします。	リスク分担表のとおりですが、いずれに該当するか判断結果の合理性を踏まえ、国と事業者の協議により決定する予定です。詳細は入札公告時に示します。
51	別紙3	27			16	リスク分担表	「法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額」とありますが、記載されている事象による事業契約額変更は、国と事業者にて協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
52	別紙3	27			16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、事業着手後、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
53	別紙3	27			17	リスク分担表	国が許認可を取得する必要とは、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	現時点では、想定していません。
54	別紙3	27			13 14	リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、参考までに、「増加費用又は損害について、工事費等の1%相当額までを事業者が負担し」の考え方をご教示願います。	内閣府の「PFI事業契約の条項例(案)」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
55	別紙3	28			20	リスク分担表	「合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、合理的な範囲とはどのようなものを想定されているのかご教示願います。また、その他とはどのようなものを想定されているのかご教示願います。	合理的な範囲は、「要求水準書(案)/第2章/4./(2)事業説明、地元・関係者機関協議等」における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。その他は、上記以外のものとなります。
56	別紙3	28			20 21	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
57	別紙3	28			27	リスク分担表	「事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害」とありますが、事業者の帰責事由とはどのような範囲まで含まれるのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
58	別紙3	28			28	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、詳細設計では想定しえない事象により事業費が増加した場合は設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細設計は受注者で実施するものであり、現場条件の変更といった受注者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
59	別紙3	28			28	リスク分担表	「占有業者等との調整による設計変更については、協議によるものとする。」とありますが、工事実施段階において、占有業者等の調整により事業費の増加が発生した場合も設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針(別紙3)	28	29			設計図書の瑕疵リスク	「国が実施した概略設計(参考)の瑕疵による増加費用又は損害」は、全て事業者の負担となっています。「概略設計(参考)はあくまで参考として貸与する。」との説明ですが、検討の基礎となる資料であるため、国側でも負担するようにして、「～九州地方整備局と協議するものとする」に変更していただけないでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。
61	別紙3	28			29	リスク分担表	「概略設計(参考)はあくまで参考として貸与する。」とありますが、詳細設計による事業費用の増加は、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
62	別紙3	28			31	リスク分担表	「本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用」とありますが、合理的に要求される範囲での近隣対策とはどのようなものを想定されているかご教ねがいます。	発生が想定される影響に対して合理的に要求される範囲の近隣対策をしてください。
63	別紙3	29			36	リスク分担表	国、事業者の帰責事由以外で本施設の引渡しが遅延した場合の増加費用又は損害は、国と事業者が協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
64	別紙3	29			36	リスク分担表	損害遅延金の算出方法についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
65	別紙3	29			40	リスク分担表	「設計図書等」の内容如何にかかわらず「本施設」の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議」とありますが、国の判断基準についてご教示願います。	発生する事象により判断するため、現時点では明らかにできません。
66	別紙3	29			41	リスク分担表	「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
67	別紙3	29			42	リスク分担表	「その他国の帰責自由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害」は事業者負担とありますが、支障移転工事実施中に第三者へ及ぼした損害が起因となった場合の考え方についてご教示願います。	No65を参照ください。
68	別紙3	29			43	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
69	別紙3	29			45	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
70	別紙3	30			54	リスク分担表	国の帰責事由によるリスクについて、事業者負担欄に「○」が記載されていますが、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	維持管理費の減額を想定しています。
71	別紙3	30			56	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか	詳細は入札公告時に示します。
72	別紙3	30			56	リスク分担表	「一定の条件を満たす場合」と記載がありますが、「一定の条件」についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
73	別紙3	30			61	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
74	別紙3	30			62	リスク分担表	法令変更起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
75	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	設備対象施設に道路(車道、歩道等)とありますが、当事業範囲内の橋梁施設について当事業と同時期に実施する改築または補修計画の有無についてご教授ください。	橋梁施設は、事業区域対象外です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
76	要求水準書(案)	1	第1章	5	—	整備対象施設	「(3)道路付属物(道路照明、防護柵)」と記載されておりますが、道路標識・バス停施設(上屋等)は、本事業の対象外と捉えて宜しいでしょうか？また、新たな道路標識等の設置は無いと捉えて宜しいでしょうか。さらに、道路標識・バス停施設(上屋等)・情報ボックス(移設対象)等の設計が必要になった場合は、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか？	対象範囲含め、詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
77	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)	設計業務	「必要に応じて現況測量」とありますが、「榎津地区電線共同溝概略設計等」にて現況測量を実施済との理解で宜しいでしょうか。	現況測量は実施済です。
78	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)	設計業務	「必要に応じて現況測量」と記載がありますが、測量調査は入札価格には含まないと捉えて宜しいでしょうか？貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって契約変更の対象になると捉えて宜しいでしょうか？	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
79	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)	設計業務	現在の測量成果を事業提案書作成にあたって公開していただけるのでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。
80	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)	設計業務	実施方針には「家屋等事前調査」との記載がありますが、要求水準書(案)には入っておりません。本業務含まれているという理解で宜しいでしょうか？	No3を参照ください。
81	要求水準書(案)	3	第1章	11	—	適用基準	記載以外の適用すべき基準として、福岡国道事務所で定められている電線共同溝、道路付属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準があればご教示ください。また、ある場合は事業提案作成にあたって公開下さい。	現時点では記載以外の基準は想定していませんが、事業に実施にあたり記載以外の基準が確認された場合は、これを遵守してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	要求水準書(案)	3	第1章	11	—	適用基準	適用基準(1)~(35)記載以外の適用すべき基準については、適宜九州地方整備局と協議の上、適用するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)	3	第1章	11	—	適用基準	隣接工区では、自転車通行帯の青矢羽根が記載されています。記載以外の適用すべき自転車通行帯の基準として、福岡国道事務所等で定められている整備基準や、公安委員会と取り決めている基準があれば事業提案作成にあたって公開下さい。	現時点では記載以外の基準は想定していませんが、事業に実施にあたり記載以外の基準が確認された場合は、これを遵守してください。
84	要求水準書(案)	5	第1章	12	(2)	本施設の概要	「道路及び道路附属物は、設計・工事のみ」とありますが、実施方針の別紙2-1では設計に道路が含まれていません。どちらが正しいのでしょうか。	道路設計は含まれません。
85	要求水準書(案)	5	第1章	12	(2)	本施設の概要	事業範囲内に情報ボックスがあるようですが、電線共同溝等の整備に伴い改良が必要となった場合も、本事業範囲には含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	対象範囲含め、詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
86	要求水準書(案)	5	第1章	12	(2)	本施設の概要	「表-1本事業の整備対象施設概要一覧表」に整備対象施設概要が示されています。道路付属物として「防護柵、距離標、縁石」が示されていますが、これ以外の付属施設が現地にある場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか？	対象範囲含め、詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
87	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「ア 解体撤去、復旧対象施設」として「車道及び歩道(路盤、舗装)」とありますが、既設の排水構造物等(側溝や歩車道境界ブロック)は該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	対象範囲含め、詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
88	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「設計は事業者が行い、移設は交通管理者、及び九州州地方整備局と協議・調整の上決定する。」とありますが、実施方針の17ページには「設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う。」と記載されております。どちらの表記が正しいのかご教授願います。	要求水準書(案)が正となります。
89	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。」とありますが、事業者が移設補償費を支払うことは可能なのでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
90	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設として情報ボックスの記載がありますが、詳細設計時に既設の設備利用を含めた検討を行っても宜しいでしょうか？	現時点で既存ストックの活用は想定していませんが、検討が必要となる場合は、協議のうえ実施してください。
91	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	地下埋設物移設の設計は、事業者が行うものであり、本事業に含まれると考えて良いでしょうか？また、信号・感知器等の移設補償費は、本事業に含まれないと考えて良いでしょうか？	地下埋設物の管理者が移設を行い、事業者が管理者に支払いますので事業対象です。信号・感知器等も本事業対象です。
92	要求水準書(案)	7	第2章	1	(1)	基本事項	CIM活用について記載がありませんが、活用は任意ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	7	第2章	1	(1)	一般事項	「また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。」と記載がありますが、地域住民等との必要な調整とは、例えば事業説明会の開催・地上機器位置調整等と理解して宜しいでしょうか。	左記を含め、必要な調整を行ってください。
94	要求水準書(案)	9	第2章	1	(7)	資料の貸与及び返却	「榎津地区電線共同溝概略設計」の貸与予定時期についてご教示願います。	事業契約締結後、速やかに貸与することを予定しています。
95	要求水準書(案)	9	第2章	1	(8)	設計協議	「ア主要段階での打合せ(実施時期は適宜)」と記載がありますが、想定される回数をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
96	要求水準書(案)	10	第2章	2	—	事前調査業務	「必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い」とありますが、現況測量が必要となった場合、費用は協議の上、設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。	No78を参照ください。
97	要求水準書(案)	10	第2章	2	—	事前調査業務	「必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い」と記載がありますが、提案段階では現況測量は本事業に含まれていないと考えて宜しいでしょうか？含まれている場合、必要性などを認められた場合は、設計変更の対象になると考えて宜しいでしょうか？更に、発注者から貸与される測量図(平面図、中心線測量、横断面図、縦断面図等)があれば、その測量精度などをご教示願います。	前段につきましては、No78を参照ください。 また、発注者から貸与される測量図については、3次元レーザー測量成果です。
98	要求水準書(案)	10	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
99	要求水準書(案)	10	第2章	2	(2)	試掘調査	「試掘調査等」には非破壊検査も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。また、その場合、現場状況により採用が適当でない場合は探査業務を不要とし、試掘調査のみでも宜しいのでしょうか。	詳細設計時に協議により決定します。
100	要求水準書(案)	11	第2章	2	(1)	基本的な考え方	「イ終点部においては、既設の酒見地区電線共同溝と接続する計画とすること。」とありますが、「資料3-1事業対象区域図(設計業務・工事業務)」において酒見地区は大川市大字津側ですので「起点部」と考えて宜しいでしょうか？	酒見地区は終点部の榎津側です。
101	要求水準書(案)	11	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘調査における交通誘導員の資格について、「第3章2.(8)に準じるものとする」とありますが、「第3章2.(14)」ではないでしょうか。また、そうであった場合、第3章2.(14)では1・2級交通誘導警備検定合格者を配置となっておりますが、表に記載されている「交通誘導警備員 B 200名」の記載も修正して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、誘導員の資格についての記載は、「第3章2.(14)」になりますが、「交通誘導警備員 B 200名」の記載は修正致しません。
102	要求水準書(案)	11	第2章	2	(2)	試掘調査	情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して九州地方整備局に報告することとありますが、情報BOX等の台帳類は事前に貸与して頂けるという事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書(案)	11	第2章	3	(1)	基本的な考え方	「民地に残存する電柱の取扱については、九州地方整備局や電柱所有者と協議し、決定とすること」とありますが、電柱所有者がお客さまの場合も協議し、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書(案)	12	第2章	3	(2)	設計条件の整理	「(ア) 景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式」に関して、本事業に景観設計が含まれていると考えて良いでしょうか？また、景観整備について、福岡国道事務所の方針があればご教示ください。	景観設計は含まれません。
105	要求水準書(案)	12	第2章	3	(2)	設計条件の整理	「榎津地区電線共同溝概略設計等」において、電線共同溝の路線指定は確定しておりますでしょうか？また、占用業者(電線管理者)からの配線計画図は受領されておりますでしょうか？	路線指定は現時点で確定しておりません。配線計画図は受領しております。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
106	要求水準書(案)	12	第2章	3	(2)	設計条件の整理	「(イ) 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路路将来計画があると考えて良いでしょうか？将来計画がある場合、その計画をご教示ください。また、本事業に道路設計が含まれると考えると宜しいでしょうか？	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
107	要求水準書(案)	12	第2章	3	(3)	電線共同溝	事業区間に、河川を横断する橋梁区間があります。この区間は橋梁添架の詳細設計を実施すると考えて良いでしょうか？この場合、既設橋梁の形状寸法、耐荷条件などがわかる資料を本事業の提案のために貸与してください。	No75を参照ください。
108	要求水準書(案)	12	第2章	3	(3)	電線共同溝	「イ 引込管・連系管・連系設備」の詳細設計は、本事業に含まれると考えると宜しいでしょうか？	要求水準書(案)に記載のとおりです。
109	要求水準書(案)	12	第2章	3	(4)	照明設備等	「交差点照明に関する詳細設計を実施する」と記載がありますが、現地には交差点照明以外の照明柱が配置されています。交差点照明以外の照明柱の設計は、本事業の対象外と捉えて宜しいでしょうか。また、交差点照明以外の設計が必要になった場合は、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか？	対象範囲含め、詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
110	要求水準書(案)	13	第2章	4	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	「事業者は、地域住民及び地権者に対して事業(設計)説明会を実施し、内容に対して同意を得よう努めなければならない。」とありますが説明会へ九州地方整備局担当者様および市役所担当者様のご出席は可能でしょうか？	必要に応じて可能です。
111	要求水準書(案)	13	第2章	4	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	現時点で当路線の地中化事業について、地元住民及び自治体等の合意は得られているという理解で宜しいでしょうか？	No56を参照ください。
112	要求水準書(案)	13	第2章	4	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	「事業者は、地域住民及び地権者に対して事業(設計)説明会を実施し、内容に対して同意を得よう努めなければならない。説明対象者と周知方法については九州地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。」とありますが、地権者等の理解がどうしても得られず、事業の着手が遅れる場合については、事業期間の変更に関する再協議や契約の見直しが見られるという認識で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
113	要求水準書(案)	13	第2章	4	(3)	支障物件等調査及び移転協議	当路線に埋設されている情報ボックスは移設対象となっております。電線共同溝工事前に移設が必要となります。仮移設の詳細設計を実施すると考えて宜しいでしょうか？	詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
114	要求水準書(案)	13	第2章	4	(4)	家屋調査	試掘調査と同様に、想定している家屋調査の個所数をご教示ください。また、個所数が変わる場合は設計変更の対象になると考えて良いでしょうか？更に、水文調査の必要はないと考えて宜しいでしょうか？	家屋調査、水文調査については、当初は想定しておりませんが、必要となった場合には、協議により変更の対象とします。
115	要求水準書(案)	13	第2章	4	(5)	占用業者等との電線共同溝の協議	「下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする」とありますが、占用業者は記載の業者のみの理解で宜しいでしょうか。	現時点で想定しているのは記載の占用業者のみですが、詳細設計時に確認してください。
116	要求水準書(案)	13	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「また、電線共同溝と連系設備・引込設備の同時施工について、調整を行うこと。」とありますが、連系設備については、引込管・連系管と併せた電線管理者側への委託化の調整もできるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	13	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「連系設備・引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解で宜しいでしょうか？また、第2章3.(3)にはイ引込管・連系管・連系設備とあります。引込管・連系管・連系設備の詳細設計は、本事業に含まれると考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)	14	第3章	1	(2)	業務の条件	「事業者は工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする」とありますが、どのような工事記録が必要となるのか例をご教示願います。	契約後に、九州地方整備局と協議のうえ、決定してください。
119	要求水準書(案)	14	第3章	1	(2)	業務の条件	「事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。」とありますが、「施工管理担当者」とは「監理技術者等の必要な技術者」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書(案)	15	第3章	1	(4)	現場代理人等	「九州地方整備局の責により工期延期となる場合」とありますが、貴局の責とはどのような場合を想定したものなのかご教示願います。	現時点で想定しているものはありません。
121	要求水準書(案)	16	第3章	1	(6)	工事完成図書の提出	「本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。」とありますが、書式は任意と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最終的な書式は九州地方整備局と協議の上で決定します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
122	要求水準書(案)	16	第3章	1	(6)	工事完成図書の提出	「完成図書については、引込設備や連系設備等の資料を含むものとする。」とありますが、「引込設備の資料等とは、電線管理者等から収集した資料」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書(案)	16	第3章	1	(6)	工事完成図書の提出	「ウ完成図書については、引込設備や連系設備等の資料を含むものとする。」と記載がありますが、引込設備は民地内の個人情報と理解しておりますが、対象外との理解で宜しいでしょうか？	引込設備も対象となります。個人情報の取り扱いについては、占用業者と協議を行ってください。
124	要求水準書(案)	17	第3章	1	(7)	中間技術検査	「九州地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。」とありますが、各年度末段階で完了している工程に対する書類および現場の検査と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、九州地方整備局と協議の上で決定します。
125	要求水準書(案)	17	第3章	2	(1)	施工条件	「路上工事の縮減の為、福岡国道事務所作成の「路上工事縮減カレンダー」に基づき、現道上で交通規制を伴う作業等は中止するものとする。」とありますが、毎年3月は1ヶ月路上工事中止となっております。当事業も該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書(案)	18	第3章	2	(1)	施工条件	「水替、濁水処理等は特段考慮していない。」とされていますが、工事実施時に地下水位が高く水替、濁水処理等の必要が発生した場合は設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
127	要求水準書(案)	18	第3章	2	(1)	施工条件	(ウ)用地関係の「工事区域の用地取得については、すべて完了している。」と記載があります。用地取得状況がわかる資料をご教示願います。	本事業において、用地取得は生じないため資料はありません。
128	要求水準書(案)	18	第3章	2	(1)	施工条件	(エ)公害関係について、「特段考慮していない。」と記載がありますが、調査結果等の根拠資料をご教示願います。	資料はありません。
129	要求水準書(案)	18	第3章	2	(1)	施工条件	(オ)安全対策関係の「公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)等からの施工上の制約はない。」と記載がありますが、関係機関との協議・合意が完了済みとの理解で宜しいでしょうか？また、「有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。」と記載がありますが、調査結果等の根拠資料をご教示願います。	資料はありません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
130	要求水準書(案)	18	第3章	2	(1)	施工条件	(カ)工事用道路関係の「資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元住民等)等からの制限は受けていない。」と記載がありますが、事前の調整が実施されているとの理解で宜しいでしょうか？	実施していません。
131	要求水準書(案)	19	第3章	2	(1)	施工条件	(ケ)その他の「関係機関・自治体等との近接施工は無い。」と記載がありますが、事前の調整を実施しているとの理解で宜しいでしょうか？根拠資料がありましたらご教示ください。	現時点において、近接施工の予定はありません。
132	要求水準書(案)	20	第3章	2	(4)	推進工	「推進工についてはパイプリーターン工法を想定しているが」とありますが、工法選定に関わる資料を開示して頂くことは可能でしょうか。	詳細設計時に検討をお願いします。
133	要求水準書(案)	20	第3章	2	(4)	推進工	施工箇所をご教示願います。	入札公告時に示します。
134	要求水準書(案)	21	第3章	2	(5)	コンクリート工	本事業での施工想定内容をご教示願います。	入札公告時に示します。
135	要求水準書(案)	22	第3章	2	(6)	仮設	「本整備工事の施工にあたり、仮設土留が必要となった場合は、九州地方整備局と協議するものとする」とありますが、特殊部設置や推進工等に必要ない仮設土留は当初事業費には含まれなく、詳細設計結果により協議の上、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。	詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
136	要求水準書(案)	24	第3章	2	(9)	道路付属物工	記載した内容以外の工事が生じた場合には協議の上、変更するものとし、契約変更の対象とする理解で宜しいでしょうか？	詳細設計時に確認の上、協議により変更の対象とします。
137	要求水準書(案)	25	第3章	2	(10)	情報ボックス工	情報ボックス工の工事については、既設情報ボックスが移設対象であるため、移設に伴う工事との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりですが、詳細設計時に確認の上、協議により決定します。
138	要求水準書(案)	25	第3章	2	(10)	情報ボックス工	本事業は電線共同溝等の整備と理解しておりますが、電線共同溝工事の記載がございません。別途公示されるとの理解で宜しいでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
139	要求水準書(案)	26	第3章	2	(11)	道路照明設備	「道路照明設備」について、本事業にはケーブル配線工事は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。その場合の責任分界点をご教授ください。	ケーブル配線工事は含まれます。
140	要求水準書(案)	26	第3章	2	(12)	通信設備	「光ケーブル配線(地中管内配線及び架空配線)」とありますが、情報ボックスに収容されている貴局の光ケーブルの移設工事であり、本事業に含まれると理解して宜しいでしょうか。また、本事業に含まれる場合、必要となる資格についてご教示願います。また、貴局以外のケーブルの移設等の場合は、占用事業者に委託を基本とするとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。資格は、九州地方整備局と協議の上で決定します。また、九州地方整備局以外のケーブルの移設等の場合は、ご理解のとおりです。
141	要求水準書(案)	26	第3章	2	(12)	通信設備	「ア光ケーブル配線(地中管内配線及び架空配線)」について、道路管理者用ケーブル(移設を含む)を対象とし、占用者のケーブルは対象外との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。占用者のケーブルについては、No140を参照ください。
142	要求水準書(案)	27	第3章	2	(13)	施工管理一般	「工事竣工までに、下記図書を整理し、提出するものとする。」とありますが、ここで示す工事竣工とは事業者による完成検査との解釈で宜しいでしょうか。	「要求水準書(案)/第3章/1/(5)完成検査及び完成(引渡)検査」となります。
143	要求水準書(案)	27	第3章	2	(13)	施工管理一般	「本工事は、建設現場の遠隔臨場について、事業者が試行可能な場合に実施する試行工事」本工事は、建設現場の遠隔臨場について、事業者が試行可能な場合に実施する試行工事(発注者指定型)である。」との記載がありますが、段階確認・材料確認・立会等は従来発注型の電線共同溝工事と同頻度で実施するものでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	29	第3章	2	(13)	施工管理一般	「品質証明の提出」について、「本工事は、土木工事共通仕様書第3編1-1-8(品質証明)の対象工事とする。」と記載がありますが、内容については協議の上、実施することで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案)	29	第3章	2	(14)	安全管理	「アUAV等を使用する際の安全面への配慮について」と記載がありますが、想定される場合をご教示願います。	事業者が使う場合を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
146	要求水準書(案)	29	第3章	2	(14)	安全管理	「工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。」とありますが、入札価格の積算に必要となる工事期間中に配置する交通誘導員の延べ人数をご教授ください。 また、警察協議や地元要請により配置人数が変更になった場合は、設計変更の対象となるのでしょうか。	前段につきましては、詳細は入札公告時に示します。 後段につきましては、配置人員の変更が必要になった理由によります。
147	要求水準書(案)	38	第5章	1	(3)	業務実施体制	「各業務を総括する維持管理責任者を設置し、九州地方整備局に通知すること。」とありますが、特に資格は必要としないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書(案)	38	第5章	1	(3)	業務実施体制	「各業務を総括する維持管理責任者を設置し、～」と記載がありますが、特に資格要件はないとの理解で宜しいでしょうか？	No147を参照ください。
149	要求水準書(案)	38	第5章	1	(3)	業務実施体制	「事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、」とありますが、補修業務以外の業務については特に資格は必要とせず、業務遂行能力を有していればよいとの理解で宜しいでしょうか。	事業者で実施を想定する業務に合わせて必要な資格者を配置してください。
150	要求水準書(案)	39	第5章	1	(5)	業務の実施	緊急時対応のため、事前に緊急用の鍵を貸与の上、保管して置くことは可能でしょうか？	可能です。
151	要求水準書(案)	40	第5章	1	(7)	打合せ	「ウ抜柱、入線等の調整のための協議時(実施時期は適宜)」と記載がありますが、維持管理業務開始後に抜柱・入線を行う(工事業務は電線共同溝本体工事後引渡し)との理解で宜しいでしょうか？	本体工事及び連系設備完了後になります。
152	要求水準書(案)	41	第5章	3	(3)	特記事項	「ア 管理台帳の作成」の(ア)～(オ)の資料と資料7.九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領の作成内容と異なりますが、資料7の要領に基づき管理台帳を作成するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりですが、「資料7.九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領」の作成内容に加え「(オ)鍵管理表」を作成してください。
153	要求水準書(案)	42	第5章	4	(3)	要求水準	「イ業務の範囲」における「表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表」は、収容物件更新の際にも同様との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

「国道208号榎津電線共同溝PFI事業 実施方針等」に関する意見回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見・提案	回答
1	実施方針	2	第1章	1	(6)イ	特定事業の業務内容	既存支障施設のうち、占用物件は監督処分として頂けないでしょうか(占用企業者による費用負担)	ご意見として承りました。
2	実施方針	5	第1章	3	-	間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	「競争参加資格確認結果の通知」が「令和3年1月頃」、「入札書及び第二次審査資料(提案書)の受付」が「令和3年1月」とありますが、競争参加資格確認結果から1ヶ月以内の第二次審査資料提出は、あまりにも準備期間が短すぎると考えます。十分な準備期間を確保できるスケジュールに見直して頂きたい。	ご意見として承りました。
3	実施方針	17	第4章	1		事業対象区域に関する事項	「延長:約1.6km(道路延長:約0.8km)」とありますが、別紙2-1・別紙2-2の記載の仕方では道路延長が約1.6kmという見方ができません。「整備延長:約1.6km(約0.8km×2)」とするなど表示していただけると誤認識せずすむと思います。	ご意見として承りました。
4	実施方針	-	-	-	-	-	既に公示されている東北地整/富谷地区電線共同溝PFI事業」では、設計業務に関してテクリス登録ができると示されています。本事業でも同様に、設計業務に関してテクリス登録ができるよう取り計らいください。	ご意見として承りました。
5	要求水準書(案)	12	第2章	3	(3)	電線共同溝	ア特殊部にて「地上機器については～」とありますが、地上機器だけでなく、その他特殊部についても適用されると考えます。	ご意見として承りました。